

No.429
(2022.4)

高槻市勤労者 互助会だより

会員向けのお得な情報満載

発行：高槻市勤労者互助会
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市総合センター9階 産業振興課内
TEL：072-674-7469 FAX：072-675-3133 E-mail：tkg7469@song.ocn.ne.jp

☆令和4年度事業計画と収支予算が決まりました☆

令和4年度事業計画と収支予算が承認されました。概要は次のとおりです。
事業の詳細等は、後日配布します「会員サービスガイド 2022年度版」をご覧ください。

令和4年度事業計画

【事業の種類】

① 共済金給付
a. 祝金
b. 死亡弔慰金
c. 障害見舞金
d. 傷病休業見舞金
② 福利厚生
a. 宿泊施設利用補助
b. 健康管理補助
c. USJ利用補助
d. ディズニーリゾート利用補助
e. チケット等のあっせん・補助
f. スポーツ・レジャー施設等の割引利用
g. レクリエーション行事
③ 会報(互助会だより)の発行

【レクリエーション行事】

(実施時期: 予定)

行事	実施時期	人数
① 春の日帰りバスツアー	5月	約24名
② 第31回ゴルフ大会	9月	約40名
③ 秋の日帰りバスツアー	10月	約24名
④ 冬の味覚バスツアー(カニ)	2月	約70名
⑤ 冬の味覚バスツアー(フグ)	3月	約24名

令和4年度収支予算

【収入の部】

(単位: 千円)

科目	R4年度	R3年度	増減
会費収入	7,920	8,640	▲ 720
市補助金収入	5,093	5,093	0
共済給付金	3,500	3,600	▲ 100
共済掛金割戻金	200	400	▲ 200
参加料収入	1,800	2,186	▲ 386
チケット等販売収入	100	150	▲ 50
府補助金収入	232	232	0
雑収入	1	1	0
積立金取崩収入	100	100	0
前期繰越金	400	459	▲ 59
合計	19,346	20,861	▲ 1,515

【支出の部】

(単位: 千円)

科目	R4年度	R3年度	増減
共済給付事業費	7,157	7,562	▲ 405
福利厚生事業費	6,226	7,595	▲ 1,369
事務費	5,818	5,589	229
積立金	100	100	0
予備費	45	15	30
次期繰越金	0	0	0
合計	19,346	20,861	▲ 1,515

■ 宿泊施設利用補助(一般)

会員とその家族が、国内外のホテル・旅館・民宿・ペンション・貸し別荘などを宿泊利用した場合、1年度1泊分に限り補助

- ①補助額は、会員1人1,500円・家族1人1,000円
- ②大阪府連合会契約施設(休暇村ほか3施設)は除く
- ③東急ホテルズのほか、「割引協定特約施設一覧」掲載の宿泊施設も対象

■ 健康管理補助

会員が、基本(一般)健康診断、生活習慣病(成人病)予防検診、人間ドック・脳ドックを受けた場合、会員の自己負担額に応じて、以下の額を限度に補助

- ①基本(一般)健康検診 : 補助額3,000円
- ②生活習慣病予防検診 : 補助額3,000円
- ③人間ドック・脳ドック : 自己負担額6,000円以上の場合⇒補助額6,000円
: 自己負担額6,000円未満の場合⇒補助額は自己負担額分

※申請は1会員、1年度で①～③のいずれか1回限り

※①は事業主負担を除く

※②、③は満35歳以上の会員が対象

— 互助会からのお知らせ —

■LINEを始めました !!!

4月より運用を開始しています。
高槻市勤労者互助会「LINE公式アカウント」はこちら ⇒⇒⇒
QRコードをスキャンして、友だち登録してください。

【LINEでできること】

- ・サービス内容の確認
(会員サービスガイドの閲覧、おおきにNetの閲覧)
- ・互助会だよりの閲覧
- ・チケットの申込み(公演チケット、映画チケットなど)
- ・各種お問合せ

■互助会だよりの発行について

- ・4月より、互助会だよりは毎月発行から四半期ごとの年4回(4月・7月・10月・1月)の発行となります。
- ・お知らせが必要な時など、随時に発行します。
- ・ホームページやLINE、メールでも発行をお知らせしますので、ご覧ください。



■会費の納付方法の変更について ~令和4年10月から実施予定~

新型コロナウイルスの影響による接触機会を減らし、会員の皆さまの負担を軽減するため、10月より会費の納付方法を変更する予定です。

5月より、会費の納付方法について意向調査をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

	現 行		変更後(予定)
納付期分	<ul style="list-style-type: none"> ・全納 ・四半期ごと(年4回) 〔 ・4月~6月 ・10月~12月 ・7月~9月 ・1月~3月 〕 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ・全納 ・半期ごと(年2回) 〔 ・4月~9月 ・10月~3月 〕
納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での納付 ・互助会口座への振込 ・事務局担当者による集金 		<ul style="list-style-type: none"> ・口座からの自動引落 ・互助会口座への振込(振込手数料が必要) ・窓口での納付

■チケット等販売方法の変更について

- ・チケット等は、窓口販売のほか、郵送やFAX、メール、LINEでも申込みを受け付けます。
- ・窓口販売以外の代金支払い・チケット等お届け
チケット等の代金を指定口座に振込み ⇒ 振込確認 ⇒ チケット等を郵送
(お届けまでに日数を要しますので、早めにお申込みください。)

■申請書様式の変更について

申請書様式をリニューアルしました。新様式は、互助会ホームページに掲載しています。

■宿泊補助金申請について

- ・年度1泊のみ申請可能
- ・本人とその家族が対象。家族のみでの利用は不可
- ・家族とは生計を一にしている同居の家族
- ・乳幼児等で宿泊費無料の場合は補助金の対象外
- ・宿泊した際の領収書を添えて申請してください。(宿泊施設の宿泊証明も必要です。)